

あなたの税が暮らしを支えています

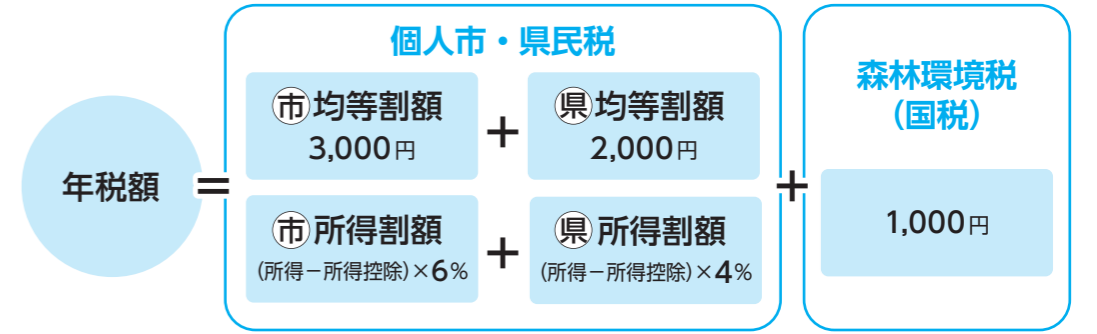
税務収納課 ☎(88)9124

市税は、まちづくりを進めていく上で大切な財源です。医療・福祉、学校教育、環境衛生、道路や公共施設の維持管理など、身近な公共サービスを提供するために大きな役割を果たしています。今月号では、皆さんの暮らしを支える、個人市・県民税についてお知らせします。

税額は均等割額と所得割額の合算

個人市・県民税は、下の図のとおり、均等割額と所得割額を合算して算出します。**均等割額** 市や県の行政サービスに要する経費の一部を皆さんが均等に負担するもの。税額は市・県民税を合わせて年額5000円
所得割額 前年の所得金額から、社会保険料控除額や扶養控除額などを差し引いた金額（課税所得金額）に税率10%を乗じて算出
森林環境税(国税) 森林整備やその促進のため、年額1000円を個人市・県民税と併せて徴収

●個人市・県民税と森林環境税(国税)の算出方法



課税基準日は1月1日

令和8年度の納税義務者は、令和7年1月1日から12月31日までに一定の所得があった人で、令和8年1月1

日に市内在住の人、または市外在住で市内に事業所や家屋などを持っている人です。

納税方法は特別徴収と普通徴収

給与からの特別徴収

会社などの特別徴収義務者が、給料から個人市・県民税を差し引いて納めます。法令で定める基準に該当する事業主は、全て特別徴収義務者に指定されます。

公的年金からの特別徴収

全ての公的年金の所得に対する税額は特別徴収の対象となり、年金から徴収されます。公的年金以外の所得があるときは「給与からの特別徴収」または納付書で納める「普通徴収」となります。

普通徴収

●本年度に初めて公的年金から特別徴収される人

例：令和8年度市・県民税額が60,000円のと

納付月	6月	8月	10月	12月	令和9年2月
納付額	各15,000円 年税額の4分の1		各10,000円 年税額の6分の1		
納付方法	普通徴収		特別徴収		

●前年度に引き続き公的年金から特別徴収される人

例：令和7年度市・県民税額が66,000円で、令和8年度市・県民税額が60,000円のと

納付月	4月	6月	8月	10月	12月	令和9年2月
納付額	各11,000円 前年度年税額の6分の1			各9,000円 (年税額-仮徴収税額)の3分の1		
納付方法	仮徴収			本徴収		

農業や自営業の人、給与や年金から個人市・県民税を差し引けない人は、年4回（6月・8月・10月・1月）それぞれ、納付書や口座振替で納期限までに納めます。
※納税通知書は、6月中旬に郵送
納付方法など、詳しくは税務収納課にお問い合わせください。

3月市議会定例会

議案58件・報告4件を可決

3月市議会定例会は、2月18日から3月16日までの27日間の会期で開かれました。この議会では、令和7年度一般会計補正予算をはじめ、議案59件・報告4件が審議され、そのうち議案58件・報告4件が、原案どおり可決されました。その主なものを紹介します。

総務課 ☎(88)9124

教育委員会委員

星美江さんの任命に同意

教育委員会委員の須田由利



星美江さん



矢部昇伸さん

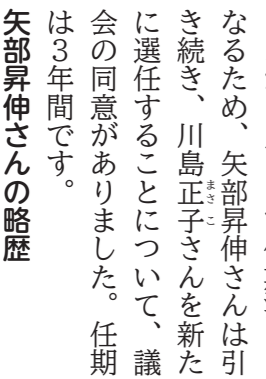
子さんが3月11日で任期満了のため、新たに星美江さんを委員に任命することについて、議会の同意がありました。任期は4年間です。
星美江さんの略歴
民間企業に勤務されており、平成30年4月から令和3年3月まで西袋中学校PTA会長を務めるとともに、令和2年度には、市PTA連合会会長と岩瀬地区PTA連合会

固定資産評価審査委員会委員に2人を選任

固定資産評価審査委員会委員に2人を選任

副会長を務められました。現在は、令和2年7月から市教育行政点検評価委員会委員を、令和6年度からは西袋第一小学校PTA会長を務められています。

固定資産評価審査委員会委員の矢部昇伸さん、和田秀子さんが4月11日で任期満了となるため、矢部昇伸さんは引き続き、川島正子さんを新たに選任することについて、議会の同意がありました。任期は3年間です。



川島正子さん

矢部昇伸さんの略歴

1月専決予算・1月補正予算・3月補正予算・3月追加補正予算

一般会計15億6,749万4千円を追加

今回の補正により、令和7年度一般会計の予算総額は386億8,616万4千円となりました。主な内容は、次のとおりです。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

- ▶衆議院議員総選挙執行事業 5,082万3千円
- ▶物価高騰対応重点支援事業(食料品等価格高騰対策事業) 2億4,386万6千円
- ▶物価高騰対応重点支援事業(高齢者生活応援事業) 1億7,982万3千円
- ▶河川整備事業 2億7,050万円
- ▶文化・スポーツ振興基金積立金 2,000万円

※専決とは、地震や台風による災害復旧など議会を招集する時間的余裕が無いときに、例外的に議会の議決を得ずに市長が議会に代わって決定すること。なお、専決処分後は、次の議会でも処分内容を報告し承認を求めなければならない。



補正予算の概要

財政課 ☎(88)9121

岩瀬地方農業共済組合に入組後、組合合併により、現在の福島県農業共済組合に勤務。江花川沿岸土地改良区総代、夢みなみ農業協同組合総代を務められました。固定資産評価審査委員会委員は、現在2期目です。

中宿財産区管理委員に3人を選任

中宿財産区管理委員が3月31日で任期満了のため、後任委員3人の選任について、議会の同意がありました。任期は4年間です。